（別紙２）

社会福祉施設の避難確保計画に関する
地方公共団体の各部局の連携体制の構築

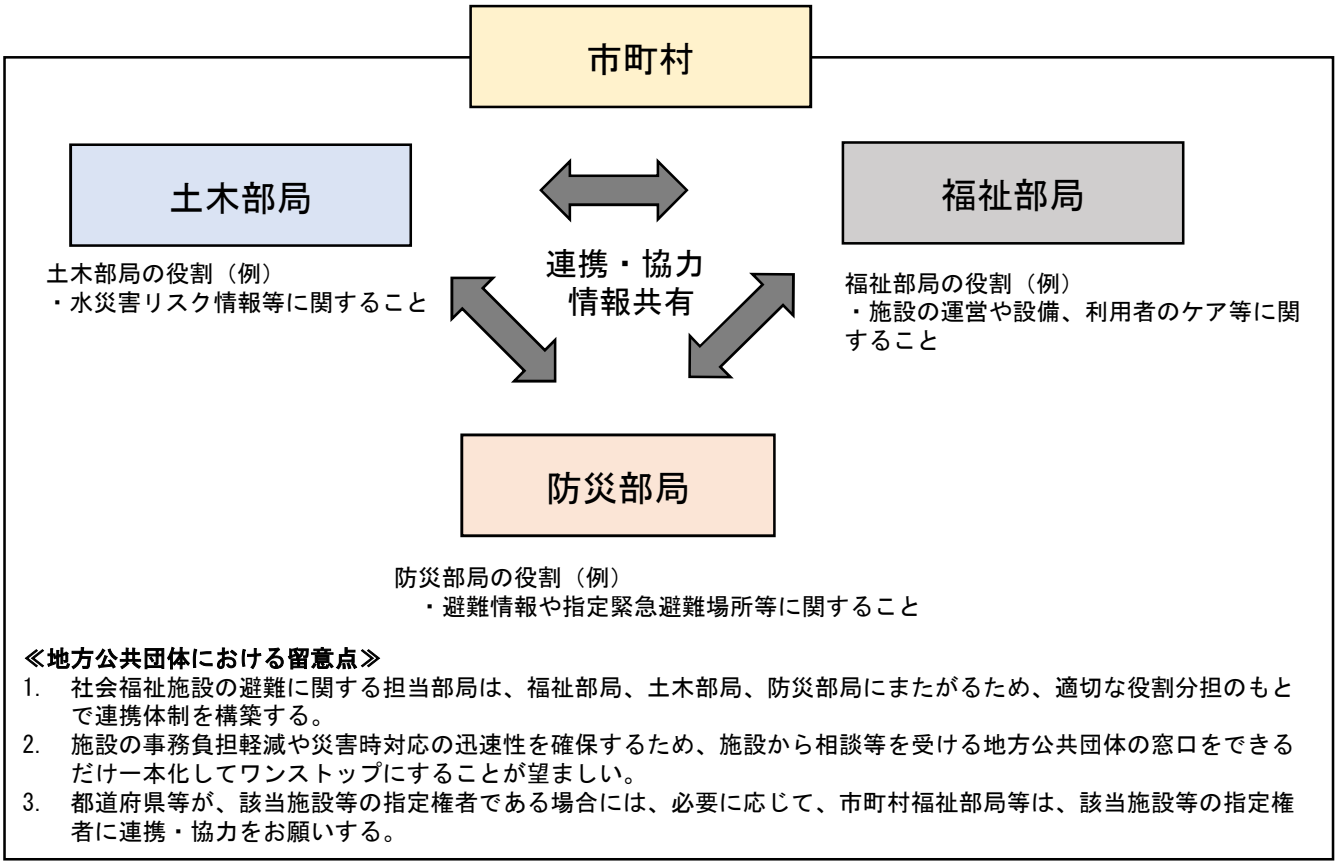

≪地方公共団体における留意点≫

1. 社会福祉施設の避難に関する担当部局は、福祉部局、土木部局、防災部局にまたがるため、適切な役割分担のもとで連携体制を構築する。
2. 施設の事務負担軽減や災害時対応の迅速性を確保するため、施設から相談等を受ける地方公共団体の窓口をできるだけ一本化してワンストップにすることが望ましい。
3. 都道府県等が、該当施設等の指定権者である場合には、必要に応じて、市町村福祉部局等は、該当施設等の指定権者に連携・協力をお願いする。

避難確保計画の報告
避難訓練結果の報告

避難確保計画の内容や避難訓練結果を確認する。
必要に応じて助言・勧告を実施

地域防災計画に定められた社会福祉施設